

第5章

みんなが快適に暮らせる「基盤」を整えるまちづくり



第1節 土地利用

現状・課題

- ☆土地は、将来にわたって住民のための限られた財産であり、地域社会を形成している共通の基盤であるとともに貴重な資源です。公共の福祉を優先する中で、自然環境の保全と調和、快適な生活環境の確保、地域産業の振興など土地利用形態に配慮しながら、地域特性を生かした均衡ある発展と振興を図る必要があります。
- ☆本町の市街地域においては、コンパクトなまちづくりを進めてきましたが、人口減少などによる空洞化が進んでいる中、未利用地などの有効利用などにより機能を維持していく必要があります。
- ☆農業地域については、農業振興地域整備計画に基づき、農地の保全や基盤整備事業によるほ場整備を進めるとともに、流動化や利用集積などによる利用高度化を図る必要があります。
- ☆森林地域については、林業振興や環境保全など、森林の持つ多面的機能が発揮されるよう、森林経営計画に基づいた取り組みが必要です。

施策の展開

1. 土地利用の推進

(1) 市街地域の土地利用

- 人口減少などによる市街地域の空洞化が進んでいる中、空き家や空き店舗を含めた未利用地の有効利用を促進するとともに、コンパクトで農村風景と調和するまちづくりに努めます。

(2) 農業地域の土地利用

- 農業生産の基礎となる優良農地の確保を図ることを基本として、農業振興地域整備計画に基づき、農村地域の秩序ある土地利用の確保に努めます。

(3) 森林地域の土地利用

- 森林地域については、森林の多面的機能に配慮した森林の保護・育成に努めます。

2. 地籍調査事業成果の維持管理

- 地籍成果のデジタル化に続き、地籍図根三角点の状況把握に努めるなど、地籍調査事業成果の適正な管理に努めます。

3. 公共用地の利用と確保

- 公共用地の適正な管理を推進し、遊休地については有効活用に努めます。



第2節 道路

現状・課題

- ☆平成 27 年 11 月に訓子府インターチェンジが開通した北海道横断自動車道の整備については、広大な面積を有する北海道の主要産業である農業・観光をはじめとした経済活動と道民生活を支え、加えて地域間の交流、連携、自立的発展に必要不可欠であるため、より一層の整備促進が必要です。
- ☆道道北見置戸線については、鉄道からのバス転換により歩道やバスベイの設置が必要となっていますが、未整備となっている箇所があるため、安全が確保されるよう、要請していく必要があります。
- ☆町道については、順次舗装修繕を実施していますが、修繕が必要な箇所の増加に伴い、緊急性を把握し、計画的に実施する必要があります。また、橋りょうの予防保全修繕と町道の総点検による安全性の確保に努めていく必要があります。
- ☆街路樹などに関する苦情が寄せられることも多く、適正な維持管理を進めていく必要があります。

施策の展開

1. 北海道横断自動車道の整備促進

- 北海道横断自動車道網走線の早期整備について、国などの関係機関に対して要請するとともに、北海道全体の高速道路ネットワーク整備促進についても要請を継続します。

2. 道道の整備促進

- 道道北見置戸線や道道置戸訓子府北見線などの道道については、道路幅幅やバスベイ・歩道の設置などについて、着工地区の早期完成、未着工地区の早期着工に向けた要請を継続します。

3. 町道の整備推進

- 町道については、安全性と快適性の向上を目指し、利用状況を考慮した整備を推進します。

4. 道路・橋りょうの適正な維持管理

(1) 維持管理の推進

- 道路ストック総点検事業や橋梁長寿命化修繕計画に基づき、道路・橋りょうの計画的な維持管理を推進します。
- 街路樹や街路灯の適正な維持管理に努め、安全・快適な道路環境整備を推進します。

(2) 除排雪体制の充実

- 除雪機械を計画的に更新するなど除雪体制を強化し、冬期間の生活道路の確保に努めます。

(3) 住民参加による環境美化

- 地域住民の参加による道路の環境美化を推進します。



第3節 交通環境

現状・課題

☆本町では、唯一の公共交通機関である路線バスの永続的運行を確保するため、民間バス事業者への支援を行ってきましたが、高齢者の増加などにより、今後、路線バスの重要性は一層高まることから、今後も継続して支援していく必要があります。

☆移動手段を持たない高齢者や障がいのある人、学生などの交通弱者が買い物や通院など日常生活に困らないような交通対策が必要です。



施策の展開

1. 交通環境の確保

(1) 公共交通機関の確保

○関係市町と連携し、唯一の公共交通機関である路線バスの維持・確保を図るための支援を行うとともに、利用者の利便性に配慮した運行体制の確立を図ります。

(2) 交通弱者への支援

○移動手段を持たない高齢者や障がいのある人、学生などの交通弱者が安心して生活できるよう、路線バスやハイヤーの利用に対する支援を継続します。



第4節 河川

現状・課題

- ☆本町を流れる河川は常呂川を本流として、その水系に1級河川と普通河川があり、築堤・親水護岸、河道改修工事などの整備を推進していますが、多様な地形条件と気象条件により自然災害の危険は常に存在しています。
- ☆河川整備は、事業費が莫大で整備が困難な状況です。また、国や北海道が管理する規模の大きい河川について、水質浄化などの河川環境整備に取り組んでいく必要があります。
- ☆一部の河川では、上流からの土砂堆積により計画断面の確保が困難となっています。また、近年、降雨状況が短期集中型となっており、修繕経費の増大が課題となっています。
- ☆常呂川の環境保全については、常呂川水系環境保全対策協議会において、「常呂川水系環境条例」を制定し、啓発事業を展開しています。

施策の展開

1. 河川の整備推進

- 各河川や市街地用排水路の計画的な整備を推進します。
- 北海道管理河川改修事業の早期完成および早期着工に向けた要請を継続します。

2. 河川の適正な維持管理

- 各河川の適正な維持管理に努めます。
- 広域環境資源保全会と連携し、地域力を活用した小河川の維持管理に努めます。

3. 環境汚染の防止

- 灯油などの流入事故対応については、関係機関との連携を密にし、迅速な対応により被害を最小限に抑えるように努めます。
- 家畜ふん尿処理対策や硝酸性窒素対策を推進し、河川および地下水の汚染防止対策に努めます。



第5節 情報通信

現状・課題

- ☆情報通信においては、通信基盤の整備や通信技術の向上により、高速化と大容量化が進んでいます。また、スマートフォンやタブレット端末など、多種多様な通信機能を持つ機器の普及とそれを支える高速無線通信の基盤整備も急速に進んでいます。
- ☆本町では、民間通信事業者による光ファイバーを利用した高速通信サービスの提供が開始され、本格的な高速通信の利用が始まっていますが、町内全域で利用できる状況に至っていないことから、地域間格差の早期是正に向けて国などに要請していく必要があります。
- ☆携帯電話の通信網整備は、本来、民間事業者による整備が基本ですが、利用者数の少ない不採算地帯における通信網整備は、優先度が低いのが現状です。本町では、一部の地域において、携帯電話不感地帯があることから、交通事故や災害などの発生時に連絡できる通信環境の整備が必要です。

施策の展開

1. 地域情報化の充実

(1) 高度情報通信基盤の整備

- 情報化社会の進展に対応できる基盤整備を進め、地域間格差の是正に努めます。
- スマートフォンやタブレット端末などを快適に利用するため、公衆無線LAN環境整備の検討を進めます。

(2) 携帯電話不感地帯の解消

- 携帯電話については、条件不利地域においても民間事業者が積極的に整備できるような体制とするよう、国などへの要請を行うなど、携帯電話不感地帯の解消に向けた取り組みを推進します。



第6節 エネルギー対策

現状・課題

- ☆地球環境保全・省資源・省エネルギーが求められる中、クリーンで再生可能なエネルギーの開発・利用を進めていくことが必要です。
- ☆本町では、住宅用太陽光発電システムを設置する家庭や再生可能エネルギー発電施設により発電事業を行う事業者などへの補助を行うなど、環境への負荷が少ない新エネルギーの普及促進を図り、地球温暖化防止対策への取り組みを推進しています。
- ☆新しく開園した認定こども園において、ヒートポンプや太陽光発電システムを活用するなど、公共施設における再生可能エネルギーの導入に取り組んでいますが、今後も推進に努める必要があります。
- ☆公共施設などの省エネルギー対策については、省エネ機器の導入や省エネルギーへの意識を高めることなどによりエネルギーを効率的に使用し、消費量を節減する必要があります。

施策の展開

1. 再生可能エネルギーの活用

- 公共施設における再生可能エネルギーの導入については、施設の更新などに併せて検討を行います。
- 再生可能エネルギーを活用した取り組みを行う家庭や事業者などに対する支援を継続します。

2. 省エネルギーの推進

- 公共施設などにおいては、国の補助事業などを活用しながらLED照明などの省エネ機器の導入を推進するとともに、クールビズの実施などにより省エネルギー意識の高揚を図ります。

3. 温泉源泉の活用

- 既存温泉源泉設備の適正な維持管理に努め、源泉の活用を推進します。



第7節 景観

現状・課題

- ☆本町には、恵まれた自然や雄大な景観など、住む人、訪れる人に癒しを与え、地域の誇りとなるような景観が多くあり、今後は、このような景観を観光資源と捉えた広域的な活用や、自然景観の保全を目指した取り組みが必要です。
- ☆本町の素晴らしい景観を地域資源として住民みんなの共有財産であることを認識し、その保全と形成に取り組んでいく必要があります。

施策の展開

1. 自然景観の保全・活用

(1) 景勝地のPR

- 四季観光フォトコンテストにより発掘された新たな景勝地も含めて、本町の景勝地をPRすることにより町の魅力発信を推進します。

(2) 自然保全

- 特定外来種の侵入に注視し、在来種の保護、自然景観のシンボルとなる巨樹や名木など、貴重な自然の保全を図ります。

(3) 自然景観に配慮したまちづくり

- 河川・道路の整備にあたっては、自然景観に配慮し、自然と調和のとれたまちづくりに努めます。



第8節 定住促進

現状・課題

- ☆人口定着の基盤づくりには、良好な生活環境を提供していくことが重要であり、本町ではこれまでに、定住促進住宅の整備や空き家を活用する取り組みなどの住宅施策をはじめ、認定こども園の整備や多子世帯の保育料軽減などの子育て世帯を支援する施策などにも取り組んできました。
- ☆移住や定住を促進していくためには、引き続き、良好な生活環境を確保し、子育て支援や雇用対策など、さまざまな支援策の充実を図っていくことが重要です。
- ☆本町では、長寿命化計画に基づき町営住宅の整備を進めています。現在、未広団地の整備が終了し、今後、幸栄団地の整備を進めていく予定ですが、計画的に住み替えを進める必要があります。
- ☆高齢化社会や生活スタイルの多様化などにより、求められる住宅も変化しつつあります。これらのニーズを把握し、福祉部門との連携を図りながら住環境の整備を行っていく必要があります。
- ☆全国の移住検討者に向けて、住まいや支援制度などに関する情報を発信するとともに、移住に関するサポート体制の充実を図る必要があります。



施策の展開

1. 住宅の確保

(1) 町営住宅などの整備促進

- 長寿命化計画に基づき町営住宅の整備を計画的に実施し、良好な住宅ストックの確保と有効活用、適正な維持管理と耐久性の向上を図ります。
- 民間活力を活用した町営住宅などの整備、ソフト面での福祉サービスの活用も視野に入れながら、新たな高齢者向け住宅の在り方について検討を進めます。



(2) 民間住宅の整備促進

- 民間事業者が建設する賃貸住宅に対する支援制度を創設し、住宅の確保に努めます。
- 民間住宅の耐震化やリフォームに対する支援を行うなど、居住者が安心して快適に暮らせる住環境の確保に努めます。

(3) 空き家利活用の促進

- 空き家バンク制度を活用して、空き家所有者と利用希望者のマッチング*を図ります。
- 空き家を活用して居住する世帯に対する経済的支援を行い、特に子育て世帯や移住世帯に対する支援の拡充を図ります。
- 町ホームページなどを通じて、町内外に向けて空き家情報や制度内容に関する情報発信を推進します。

2. 移住・定住の促進**(1) 移住者の受け入れ体制の整備**

- 田舎暮らし体験やお試し居住、2地域居住など、さまざまな制度の導入を検討し、受け入れ体制の整備を図ります。

(2) 移住・定住に関する情報発信機能の強化

- 町ホームページや移住ポータルサイトを活用し、住まいや各種支援制度に関する情報発信機能を強化します。

*マッチング～組み合わせること。



第9節 公園・緑化

現状・課題

- ☆公園や緑地は、人々の憩いの空間、交流の場として重要な役割を果たすとともに、地域にうるおいをもたらすものとして、町の魅力の大きな要素となっています。
- ☆町内の身近で良好な緑を保全するため、公共や民有のスペースを活用し、住民と行政が協働で緑を生み出す活動や緑に触れ合う取り組みを進めることが求められています。



施策の展開

1. 公園の充実

- 安心して公園が利用できるよう、遊具などの定期的な施設点検を行うとともに、計画的な修繕を実施します。
- レクリエーション公園については、長期的な視点で環境整備を推進します。

2. 緑化の推進

(1) 住民意識の高揚

- 広報紙や緑の募金を通じ、緑や自然環境に対する住民意識の高揚に努めます。

(2) 地域緑化の推進

- うるおいのあるまちづくりを目指し、企業や商店、一般家庭などにおける緑化を推進します。

(3) 町花・町木の普及啓発

- 緑豊かなまちづくりの一環として、町花（エゾムラサキツツジ）および町木（オンコ）の普及啓発を図ります。



第10節 水道

現状・課題

- ☆本町の総管路に対する耐震化率は、10.5%と低い状況にありますが、耐用年数を経過した管路の更新に併せて耐震化を進めていく必要があります。
- ☆過去には、一部修繕などの漏水修繕を実施し、最大 83%まで有収率を向上させましたが、近年、老朽管の影響により有収率が低下する傾向にあります。
- ☆平成 28 年 3 月末現在、飲用個人井戸利用者が全人口の 2.4%、組合水道利用者が 1.5%で合わせて 3.9%の住民が町水道以外の飲料水を利用している中、水質の悪化や水量の減少、施設の老朽化など問題を抱えている状況です。

施策の展開

1. 安全な水道水の提供

(1) 水質管理の徹底

- 水源から給水栓までの適切な水質管理に向け、水安全計画の策定や適切な浄水運転管理に努めます。

(2) 有収率の向上

- 老朽管の計画的な更新に努めるとともに、漏水箇所の早期発見、応急修繕を実施し、有収率の向上を図ります。

(3) 施設の整備・更新

- 施設の長寿命化を図るとともに、老朽化施設の整備・更新に努めます。

(4) 未普及地域の解消

- 飲用個人井戸・組合水道利用者への町水道転換を促進し、未普及地域の解消に努めます。

2. 災害対策の推進

(1) 施設の耐震化

- 施設の重要度や整備の優先度を踏まえて、計画的な耐震化の促進を図ります。

(2) 災害時対応の徹底

- 災害時に備えた緊急体制の構築を促進し、常に安全な水道水の供給に努めます。

3. 経営基盤の強化

(1) 資金の確保

- 資産管理（アセットマネジメント）などの導入により将来の財政状況を把握し、適正な料金設定や補助事業の採択など施設の更新需要に応じた資金の確保に努めます。

(2) 水道技術の継承

- 水道に携わる人材の確保・育成、技術の継承に向けた取り組みを推進するほか、民間委託や第三者委託などについても検討します。



第11節 自然保護

現状・課題

- ☆本町の恵まれた自然環境と住民が触れ合う機会を確保するとともに、次世代へ継承するため、自然保護活動を推進し、緑と水辺に囲まれた自然豊かな環境を守っていく必要があります。
- ☆自然は、一度破壊されると復元が困難であるという基本的な考え方に立ち、開発や土地利用にあたっては、今後も快適な生活環境の形成や自然との触れ合いなどに配慮しながら、各種事業の計画策定段階から自然環境への十分な配慮を図っていくことが必要です。



施策の展開

1. 自然保護思想の高揚

- 広報紙などを活用し、森林・河川などの自然保護思想の普及に努めます。

2. 自然環境の保全

(1) 自然保護の推進

- 住民と連携し、植林や河川環境美化運動を推進します。

(2) 未開発地の保全

- 市街地近郊の林地など、自然が残る未開発地の保全に努めます。

(3) 林地保全の推進

- 林地開発などに対する指導を強化し、林地の保全に努めます。



第12節 ごみ処理

現状・課題

- ☆廃棄物の発生量は年々増加しており、ごみの減量化が大きな課題となっています。これらの問題を解決するため、大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済社会から脱却し、生産から流通、消費、廃棄に至るまでの資源の効率的な利用やリサイクルを進めることが求められています。
- ☆本町では、近隣市町で広域処理を行い、処理施設の効率的な管理運営に努めています。また、家庭系および事業系ごみを有料化し、分別収集による生ごみの堆肥化、資源ごみの再資源化により、ごみ減量化の取り組みを行っていますが、今後も適切な分別が行われるよう、日常的な啓発に努める必要があります。
- ☆本町の一般廃棄物については、PFI*事業で管理運営されている留辺蘗町外2町一般廃棄物最終処分場で処理されていますが、当初予定していた埋立処理期間（平成30年度まで）を延長して使用することが検討されています。
- ☆廃棄物の不法投棄については、一つの不法投棄が新たな不法投棄を誘発させることから、未然に防止することや早期発見など、迅速な対応が求められています。
- ☆旧廃棄物処理場の焼却施設の解体については、ダイオキシン処理などのため高額な費用が見込まれており、解体費用の高騰も注視しながら実施する必要があります。



施策の展開

1. ごみの減量化・再資源化

(1) 環境意識の高揚

- 広報紙などを活用し、環境負荷の低い製品などの購入を推進します。

(2) ごみの減量化・分別の徹底

- 家庭や事業所から発生するごみの減量化や分別の徹底をより一層推進するため、自治会への協力を求めるとともに、広報紙などを活用し、全町的な意識啓発を図ります。

(3) リサイクルの推進

- 各自治会などで実施している廃品回収事業に対する助成の継続に努めます。
- 収集した生ごみにより作られた堆肥の無料配布を継続し、住民への還元を図ります。

2. 廃棄物の適正管理

(1) 廃棄物不法投棄対策の推進

- 警察などの関係機関と連携を図りながら、廃棄物不法投棄の防止に努めます。



3. 廃棄物処理施設の適正管理

(1) 適正な管理運営

- 一般廃棄物処理場の運営については、運営期間の延長を含め、他市町や関係機関と協議しながら管理運営費の節減に努めるなど、適正な管理運営を推進します。

(2) 焼却施設解体の検討

- 旧廃棄物処理場の焼却施設の解体については、方法や時期を十分に検討し、実施に努めます。

* P F I ~公共サービスの提供に際して公共施設が必要な場合に、従来のように公共が直接施設を整備せずに民間資金を利用して民間に施設整備と公共サービスの提供を委ねる手法。



第13節 環境衛生

現状・課題

- ☆各自治会の清掃活動などには、多くの住民が参加しており、この活動は地域で定着してきています。今後も、こうした活動により多くの住民の参加を得ながら、良好な生活環境を確保していく必要があります。
- ☆大気・水循環の保全や化学物質による環境影響の低減対策などを推進するとともに、環境政策の基本である環境汚染の防止対策、公害の未然防止など、住民生活の安全・安心の確保に向けた取り組みを着実に実施していく必要があります。
- ☆し尿の処理は北見市下水道浄化センターで行っており、収集運搬は町の許可業者が実施しています。
- ☆市街地域の下水道については、農業集落排水事業により平成4年から供用を開始しており、水洗化は、ほぼ完了に近づいています。しかし、農業地域については、個別排水処理施設整備事業により合併処理浄化槽の設置を進めてきましたが、水洗化されていない住宅が散在しています。



施策の展開

1. 環境美化の推進

(1) 清掃活動の推進

- 春、秋の一斉清掃期間を設定したり、各自治会の清掃活動を推進したりするなど、住民と共に清潔できれいなまちづくりを推進します。

2. 公害対策の推進

(1) 公害防止対策の推進

- 工場や事業所からの公害の発生を防止するため、実態把握を行うとともに、企業自ら環境負荷の低減を励行するよう、啓発に努めます。
- 住民の日常生活に起因する近隣騒音や悪臭、不法な廃棄物の野外焼却などの生活型公害についても、実態把握や個別指導を通じて未然防止や解決に努めます。

(2) 土地の適正管理

- 衛生害虫などの発生源となる空き地や休耕地の適正な管理を行うよう、所有者などの管理責任に関する意識啓発を図ります。

3. し尿処理体制の充実

(1) 処理体制の充実

- 近隣市町と連携しながら、投入施設の適正な運営管理に努め、安定的な処理体制の充実に努めます。

(2) 公衆トイレの適正管理

- 公衆トイレを清潔に保ち、適正管理に努めます。



4. 下水道の整備

(1) 施設の維持管理

- 農業集落排水施設は、老朽化が進んでいるため適正な時期の機器更新を計画的に実施し、施設の効率化や適正な運営管理に努めます。

(2) 水洗化の普及促進

- 水洗化されていない住宅が散在する農業地域においては、今後も個別排水処理施設整備事業による合併処理浄化槽の設置を行い、水洗化の普及促進に努めます。

(3) 経営の健全化

- 下水道会計については、国が進める公営企業会計への移行に向け、各種研修会への参加や専門的業者からの助言を受けることなどにより準備を行い、経営の健全化を推進します。



第14節 葬斎場・墓地

現状・課題

- ☆平成9年度に供用が開始された葬斎場（清陵苑）は、老朽化が進んでいるため、設備の適正な維持管理を徹底し、施設利用者の利便性の向上に努める必要があります。
- ☆墓地については、町内に4か所設置しており、環境に配慮した維持管理を行ってきましたが、近年、墓守りをする後継者がいない世帯が増加するなど、時代とともに求められる役割が変化してきているため、運営の在り方について検討していく必要があります。

施策の展開

1. 葬斎場の適正管理

- 円滑な業務運営のため、火葬炉を中心とした設備の適正な維持管理の徹底および施設利用者の利便性の向上に努めます。

2. 墓地の整備

(1) 墓地の適正管理

- 墓地使用者の確認調査や敷地の調査を実施するとともに、施設内道路や水道施設などの維持管理を行うなど、墓地の適正管理に努めます。

(2) 墓地運営の充実

- 共同墓地（合葬墓）の設置や有縁無縁供養碑の移設など、時代のニーズに合わせて運営の充実を図ります。

